

焼津市公共下水道事業等
包括的民間業務委託
水の官民連携（ウォーターPPP）

実 施 方 針（案）

令和8年5月

焼 津 市

はじめに

焼津市（以下「市」という。）は、焼津市公共下水道事業区域及びコミュニティプラント事業対象区域において、処理場、ポンプ場及び管路施設の維持管理業務等を行うため、焼津市公共下水道事業等包括的民間業務委託（ウォーターPPP）（以下「本業務」という。）を実施することを計画している。

本実施方針は、本業務の実施に関する方針を定めるものである。

目次

第1 事業の目的及び概要.....	1
1 事業内容に関する事項.....	1
(1) 事業の名称.....	1
(2) 公共施設等の管理者の名称.....	1
(3) 下水道事業の沿革.....	1
(4) 本業務の目的.....	1
(5) 対象区域.....	1
(6) 対象施設.....	1
(7) 対象施設の概要.....	2
(8) 実施方式.....	4
(9) 業務の範囲.....	4
(10) 本契約の業務期間.....	6
(11) プロフィットシェアに関する事項.....	6
(12) リスク分担の基本的な考え方.....	6
(13) 物価の変動.....	6
第2 民間事業者の入札又は募集に関する事項.....	7
1 実施手法.....	7
2 選定スケジュール（予定）.....	7
第3 その他業務の実施に関し必要な事項.....	8
1 実施に関して使用する言語及び通貨.....	8
2 実施方針（案）に関する意見又は質問の受付.....	8
(1) 受付期間.....	8
(2) 提出方法.....	8
(3) 意見書・質問書に対するヒアリング.....	8
(4) 意見書・質問書に対する回答方法.....	8
3 連絡先及び情報提供.....	8
(1) 連絡先.....	8
(2) 情報提供.....	8
別紙1 リスク分担表.....	9
別紙2 -1 下水道処理区域一般平面図.....	12
別紙2 -2 汐入下水処理場一般平面図.....	13
別紙2 -3 汐入下水処理場処理フロー図.....	14
別紙2 -4 新屋下水ポンプ場一般平面図.....	15
別紙2 -5 コミュニティプラント処理場施設位置図.....	16
別紙2 -6 コミュニティプラント処理場施設処理フロー図.....	17

第 1 事業の目的及び概要

1 事業内容に関する事項

(1) 事業の名称

焼津市公共下水道事業等包括的民間業務委託（ウォーター P P P）

(2) 公共施設等の管理者の名称

焼津市長 中野 弘道

(3) 下水道事業の沿革

焼津市公共下水道事業は、下水道法の事業計画が昭和 44 年に承認され、15 回の変更を経て現在に至っている。

汚水事業については、昭和 45 年より汐入下水処理場、新屋下水ポンプ場の建設工事に着手し、昭和 55 年より供用を開始した。

処理場建設は、平成 23 年度から長寿命化計画による施設の耐震及び更新工事を実施し、現在は令和 6 年度に策定した上下水道耐震化計画や改定したストックマネジメント計画による施設の耐震及び更新工事を実施している。

管路施設については、浜通り汚水幹線を令和 6 年度末までに 17.0 km、枝線は令和 6 年度末までに 154.9 km を施工し、事業計画面積 581 ha のうち、550.41 ha の整備が完了している（整備率：94.7%）。

コミュニティプラント施設については、市内 3 地区に設置されており、各施設は設置から 50 年以上が経過している状況である。

(4) 本業務の目的

焼津市公共下水道事業では、沿革に示す施策を行ってきたところではあるが、汚水処理施設は供用開始から 50 年近く経過し、施設の老朽化が進んでいる状況にある。

また、人口減少に伴う収益の減少や改築更新事業の増大、担い手となる職員の減少など、事業の継続についても多くの課題を抱えている。

さらに、コミュニティプラント施設については、公共建築物に必要な耐震性能を有していない施設が確認されており、適切な維持管理が必要な状況となっている。

このような状況のなか、民間企業による創意工夫や経験、ノウハウ等を活用した業務の効率化、公共下水道事業の持続性確保のため、国が推進する管理・更新一体マネジメント方式（更新支援型）を実施するものである。

(5) 対象区域

焼津市公共下水道事業計画区域及びコミュニティプラント事業対象区域の総体

(6) 対象施設

本事業の対象となる施設は、以下のとおりである。

ア 公共下水道施設

処理場	汐入処理場
ポンプ場	新屋下水ポンプ場
管路施設	幹線管路、枝線管路、マンホールポンプ、雨水ポンプ等、マンホール（マンホール蓋含む）、公共汚水ます、取付管

イ コミュニティプラント施設

処理場	すみれ台住宅団地下水処理場、坂本住宅団地下水処理場、 つつじ平住宅団地下水処理場
管路施設	幹線管路、枝線管路、マンホールポンプ、マンホール（マンホール蓋を含む）、公共汚水ます、取付管

(7) 対象施設の概要

本業務の対象となる施設は、以下のとおりである。

ア 公共下水道施設

(ア) 汐入下水処理場

供用開始	: 昭和 55 年 7 月
処理方式	: 標準活性汚泥法
処理能力	: 日最大…20,000 m ³ /日（事業計画水量 16,200 m ³ /日）
汚泥処理方式	: 脱水方式…横型遠心脱水機 : 添加薬剤…高分子凝集剤、無機凝集剤 : 処理能力…15 m ³ /h×30 kw×2 台
放流先	: 西駿河湾水域（環境基準焼津漁港「海域 B」）

※ただし、下水の排除方式は分流式であり、汚水のみを対象とする。

※汐入下水処理場の一般平面図を別紙 2-2 に示す。また、現状の処理フローを別紙 2-3 に示す。

(イ) 新屋下水ポンプ場

供用開始	: 昭和 56 年 6 月
設備能力	: 16.7 m ³ /分

※新屋下水ポンプ場の平面図を別紙 2-4 に示す。

(ウ) 管路施設

管きょ延長	: 171 km
新屋マンホールポンプ	
設備能力	: 0.80 m ³ /分
鯛ヶ島マンホールポンプ	
設備能力	: 1.08 m ³ /分
岡当目マンホールポンプ	
設備能力	: 1.77 m ³ /分
浜当目マンホールポンプ	
設備能力	: 1.20 m ³ /分

(エ) 雨水ポンプ等

黒石川用水ポンプ、東小川用水ポンプ、田子ノ橋地下水道排水ポンプ、石津ポンプ場

イ コミュニティプラント施設

(ア) 処理場（すみれ台住宅団地処理場）

供用開始 : 昭和 45 年 4 月
処理方式 : 活性汚泥法長時間曝気式
処理能力 : 315 m³/日 (令和 6 年度実績値)
放流先 : 二級河川木屋川
管きょ施設 : 延長…3, 865. 2 m

(イ) 処理場（坂本住宅団地処理場）

供用開始 : 昭和 46 年 4 月
処理方式 : 活性汚泥法長時間曝気式
処理能力 : 33 m³/日 (南区画) (令和 6 年度実績値)
 : 7 m³/日 (北区画) (令和 6 年度実績値)
放流先 : 普通河川高草川
管きょ施設 : 延長…566. 03 m

(ウ) 処理場（つつじ平住宅団地処理場）

供用開始 : 昭和 48 年 11 月
処理方式 : 活性汚泥法長時間曝気式
処理能力 : 254 m³/日 (令和 6 年度実績値)
放流先 : 排水路
管きょ施設 : 延長…3, 278. 65 m

※コミュニティプラント処理場施設の位置図及び処理フローを別紙 2—5 及び別紙 2—6 に示す。

上記ア及びイに記載の施設の所在地を表 1-1 に示す。

表 1-1 主な対象施設の所在地

対象施設		所在地		
公共下水道事業	処理場施設	汐入下水処理場	焼津市小川 3808 番地	
	ポンプ場施設	新屋下水ポンプ場	焼津市新屋 435 番地の 3	
	管路施設	マンホールポンプ	管きよ	焼津市公共下水道事業対象区域全域
			新屋	焼津市新屋 98 番地の 18 地先
			鯛ヶ島	焼津市鯛ヶ島 136 番地の 24 地先
			岡当目	焼津市岡当目 294 番地の 4 地先
			浜当目	焼津市浜当目四丁目 273 番地の 3 地先
			黒石川揚水	焼津市小川 3741 番地の 1 地先
			東小川用水	焼津市東小川 6 丁目地内
			田子ノ橋地 下道排水	焼津市鯛ヶ島 313 番地の 1 地先
石津	焼津市石津港町 34 番地の 1			
コミュニティプラント事業	処理場施設	すみれ台住宅団地 下水処理場	焼津市すみれ台二丁目 16 番 2 号	
		坂本住宅団地地下 下水処理場	焼津市坂本 473 番地 1 (坂本南) 焼津市坂本 522 番地 5 (坂本北)	
		つつじ平住宅団地 下水処理場	焼津市上泉 612 番地 1	
	管路施設		焼津市コミュニティプラント事業対象区域全域	

(8) 実施方式

本業務は、本業務に係る委託契約を締結した民間企業（以下「民間事業者」という。）が、対象施設の維持管理とともに、各種計画策定、設計等の業務を遂行する管理・更新一体マネジメント方式（更新支援型）とする。

(9) 業務の範囲

本業務の範囲は以下に示すとおりとする。なお、各業務の内容及び要求水準の詳細は、要求水準書において示す。

ア 主たる事業

主たる事業とは、本業務において、事業者が必ず実施する事業のことをいう。主たる事業の業務は以下のとおりとし、その詳細は要求水準書に定めるとおりとする。

(ア) 統括管理に関する業務

- ・ 運営計画の作成
- ・ 実施体制の確保
- ・ 内部統制
- ・ 履行報告

- ・危機管理
- ・環境対策
- ・地域貢献
- ・進捗管理

(イ) コンサルタント業務

- ・上下水道耐震化計画策定業務
- ・経営戦略改定業務
- ・下水道使用料検討業務
- ・ストックマネジメント計画策定（処理場施設）
- ・ストックマネジメント計画策定（管路施設）
- ・雨天時浸入水発生源調査
- ・耐震診断
- ・設計
- ・耐震設計

(ウ) 対象施設の維持管理に関する業務

- a 下水処理場・ポンプ場の維持管理に関する業務
 - ・運転管理
 - ・放流水質検査（法定試験、自主試験、常時監視）
 - ・保守点検
 - ・点検・調査
 - ・補修
 - ・修繕
 - ・物品調達
 - ・緊急時及び災害対応業務
- b 管路施設の維持管理に関する業務
 - ・点検・調査
 - ・修繕
- c コミュニティプラント処理場の維持管理に関する業務
 - ・運転管理
 - ・保守管理
 - ・修繕
 - ・廃棄物処分業務
 - ・緊急時及び災害対応業務
- d コミュニティプラント管路施設の維持管理に関する業務
 - ・保守管理
 - ・修繕
 - ・緊急時及び災害対応業務

(10) 本契約の業務期間

本契約の業務期間（以下「本業務期間」という。）を表 1-2 に示す。本業務期間は、令和 10 年 4 月 1 日から令和 19 年 3 月 31 日までを予定とする。

表 1-2 予定業務期間

内容	期日
委託契約の締結	令和 9 年 9 月頃
引継ぎ期間	委託契約締結～令和 10 年 3 月 31 日
履行期間	令和 10 年 4 月 1 日～令和 19 年 3 月 31 日（10 年間）
契約終了	令和 19 年 3 月 31 日

(11) プロフィットシェアに関する事項

事業開始後、新技術導入や創意工夫による効率化などに伴い、コスト削減の可能性が生じ、事業者からの提案がある場合には、市と事業者でコスト削減額を分配する。

なお、プロフィットシェアの発動に当たっては、別途公表する要求水準書に定める業務の水準を低下させないことが原則となる。詳細は契約書（案）等において改めて提示する。

(12) リスク分担の基本的な考え方

現時点で想定しているリスクとその概略並びにリスク分担は別紙 1 に示すとおりであるが、事業者からの意見を踏まえた上で、契約書（案）等において債権債務の在り方を改めて示す。

(13) 物価の変動

物価の変動に起因するコストの増減については、契約書（案）等の定めによるものとし、これによらないものについては市と事業者が協議のうえ決定するものとする。

第2 民間事業者の入札又は募集に関する事項

1 実施手法

本業務では、各業務において事業者による効率的・効果的なサービスの提供を求めるところから、民間事業者の選定に当たっては、民間のノウハウや創意工夫を総合的に評価して選定することが必要である。従って、本業務を実施する民間事業者の募集は、技術提案型によるものとし、応募者から幅広く柔軟な発想に基づく提案を求める予定である。

2 選定スケジュール（予定）

本業務における民間事業者の選定スケジュールは表 2-1 のとおりとする。

表 2-1 選定スケジュール（予定）

予定時期	内容
令和8（2026）年5月	実施方針（案）の公表
令和8（2026）年5～6月	実施方針（案）に関する意見・質問の受付・回答
令和8（2026）年7月	実施方針の公表
令和8（2026）年8月	要求水準書（案）の公表
令和8（2026）年8～9月	要求水準書（案）に関する意見・質問の受付・回答
令和8（2026）年9月	要求水準書の公表
令和9（2027）年2月	入札公告
令和9（2027）年2～3月	質問書の受付・回答
令和9（2027）年4月	参加表明書、参加資格確認申請書の受付
令和9（2027）年5月～7月	提案書類の受付
令和9（2027）年8月	提案内容の実施（プレゼン）、落札者の決定
令和9（2027）年9月	委託契約の締結
令和9（2027）年10月 ～令和10（2028）年3月	事業者との引継ぎ
令和10（2028）年4月	事業開始

第3 その他業務の実施に関し必要な事項

1 実施に関して使用する言語及び通貨

本業務の実施に関して使用する言語は日本語、通貨は円とする。

2 実施方針（案）に関する意見又は質問の受付

（1）受付期間

公表の日から令和8（2026）年5月29日（金）17時まで

（2）提出方法

実施方針（案）に関して意見又は質問がある場合には、内容を簡潔にまとめ、所定の様式に記入の上、3（1）の連絡先まで電子メールにて提出すること。使用するソフトは「Microsoft Excel」とし、ファイル名は提出者名とすること。

なお、質問又は意見を公表された場合に提出者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害する恐れがある内容が含まれる場合は、その旨を明らかにすること。

また、提出件名は「焼津市公共下水道等包括的民間業務委託（水の官民連携（ウォーターPPP））意見書・質問書」とすること。

（3）意見書・質問書に対するヒアリング

提出された意見書又は質問書のうち、市において確認が必要と判断したものについては、提出者に対して直接ヒアリングを行う場合がある。

（4）意見書・質問書に対する回答方法

市は、提出者が提出時に明らかにした提出者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害する恐れがあるものを除き、意見、質問及びその回答を、令和8（2026）年6月19日（金）17時までに、市ホームページにおいて公表する。なお、公平を期すために、提出者個別に対する直接回答は行わない。

3 連絡先及び情報提供

（1）連絡先

焼津市上下水道部下水道課

住所：〒425-0085 静岡県焼津市祢宜島 20-1

TEL:054-624-8300

E-Mail:gesui@city.yaizu.lg.jp

（2）情報提供

本業務に関する情報提供は、以下のホームページを通じて適宜行う。

焼津市公式ホームページ

<https://www.city.yaizu.lg.jp/life/water-sewage/sewage/management/index.html>

別紙1 リスク分担表

リスク分担表（共通）

分類	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			発注者	受注者
共通	契約締結リスク	発注者の責により契約を結べない。又は契約手続きに時間を要する場合	○	
		本委託契約に関する議決が得られない場合	○	
	法令等の変更リスク	本委託に直接関係する法令等の変更	○	
		本委託のみではなく、広く一般的に適用される法令等の変更		○
	第三者賠償リスク	受注者の行う業務に起因する事故、受注者の業務の不備に起因する事故などにより第三者に与えた損害		○
		受注者の委託範囲において、業務実施段階における浸水・騒音・振動・悪臭等による場合		○
		上記以外のもの	○	○
	住民問題リスク	本委託業務を行政サービスとして実施することに関する住民反対運動、訴訟	○	
		受注者の業務実施に伴い生じる住民反対運動、訴訟		○
	環境保全リスク	受注者が行う業務に起因する環境問題（周辺水域の悪化、騒音、振動、異臭等）		○
		上記以外のもの	○	
	委託業務中止・延期に関するリスク	発注者の指示、議会の不承認によるもの	○	
		発注者の責務不履行によるもの	○	
		受注者の業務放棄、破綻によるもの		○
	物価・金利変動リスク	委託期間のインフレ・デフレ	○	
	不可抗力リスク	天災、暴動等による委託業務の変更・中止・延期	○	

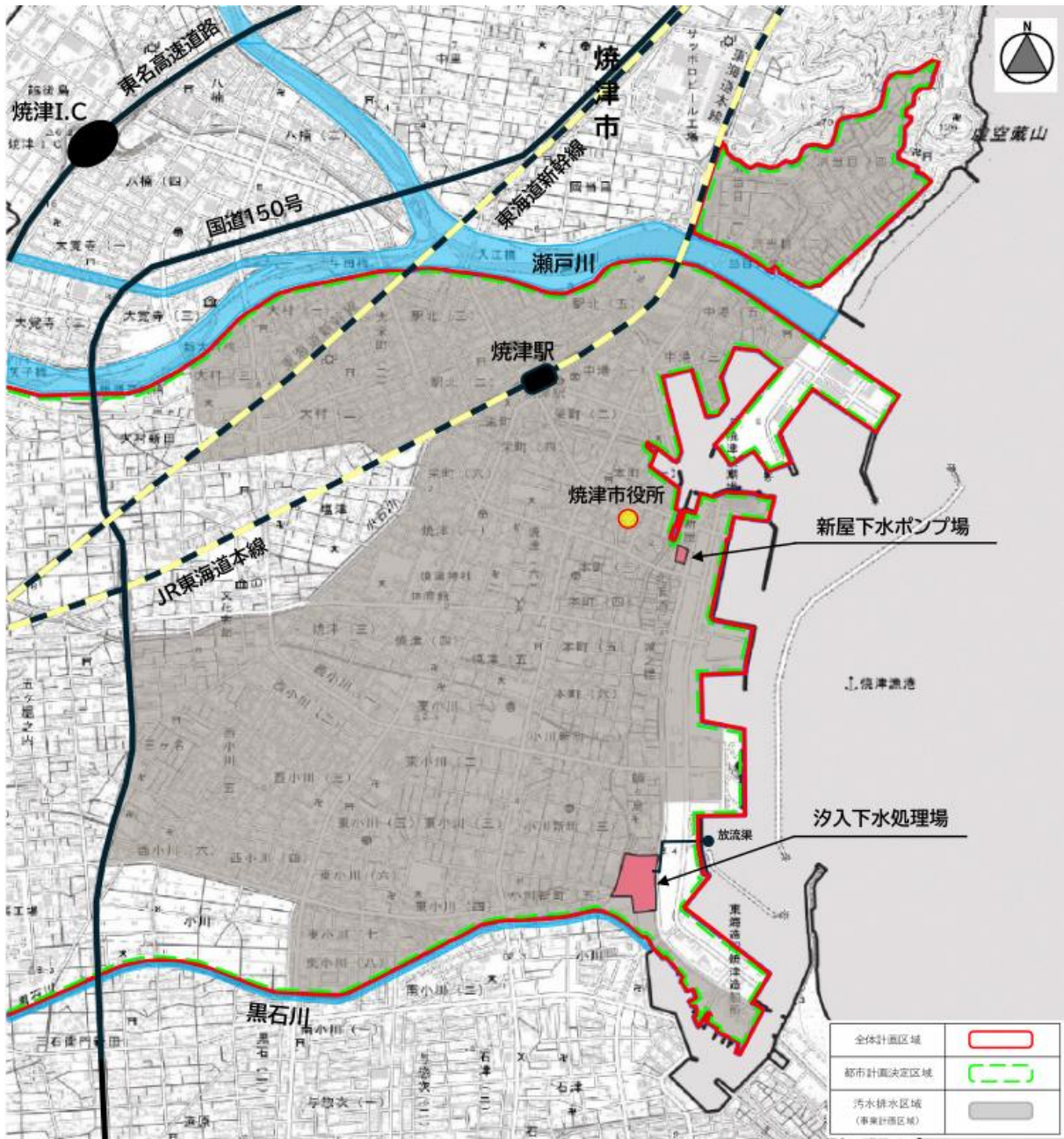
リスク分担表（下水処理場及びコミュニティプラント処理場施設）

対象施設	分類	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
				発注者	受注者
下水処理場	維持管理	計画変更リスク	委託業務内容・用途の変更に関するもの	○	
		下水の水量変動リスク	雨天時流入水量を含む水量変動に伴う変動費の増減	○	
		下水の水質、汚泥含水率変動リスク	流入水による場合又はやむを得ない場合による経費の増加	○	
			上記以外の経費の増加		○
		突発修繕費の増大リスク	受注者の責による修繕費の増大		○
			上記以外によるもの	○	
		施設損傷リスク	施設の劣化に対して、受注者が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因する施設の損傷		○
			受注者の責により施設が損傷した場合		○
上記以外のもの	○		○		
コミュニティプラント処理場施設	維持管理	計画変更リスク	委託業務内容・用途の変更に関するもの	○	
		下水の水量変動リスク	雨天時流入水量を含む水量変動に伴う変動費の増減	○	
		下水の水質、汚泥含水率変動リスク	流入水による場合又はやむを得ない場合による経費の増加	○	
			上記以外の経費の増加		○
		突発修繕費の増大リスク	受注者の責による修繕費の増大		○
			上記以外によるもの	○	
		施設損傷リスク	施設の劣化に対して、受注者が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因する施設の損傷		○
			受注者の責により施設が損傷した場合		○
上記以外のもの	○		○		

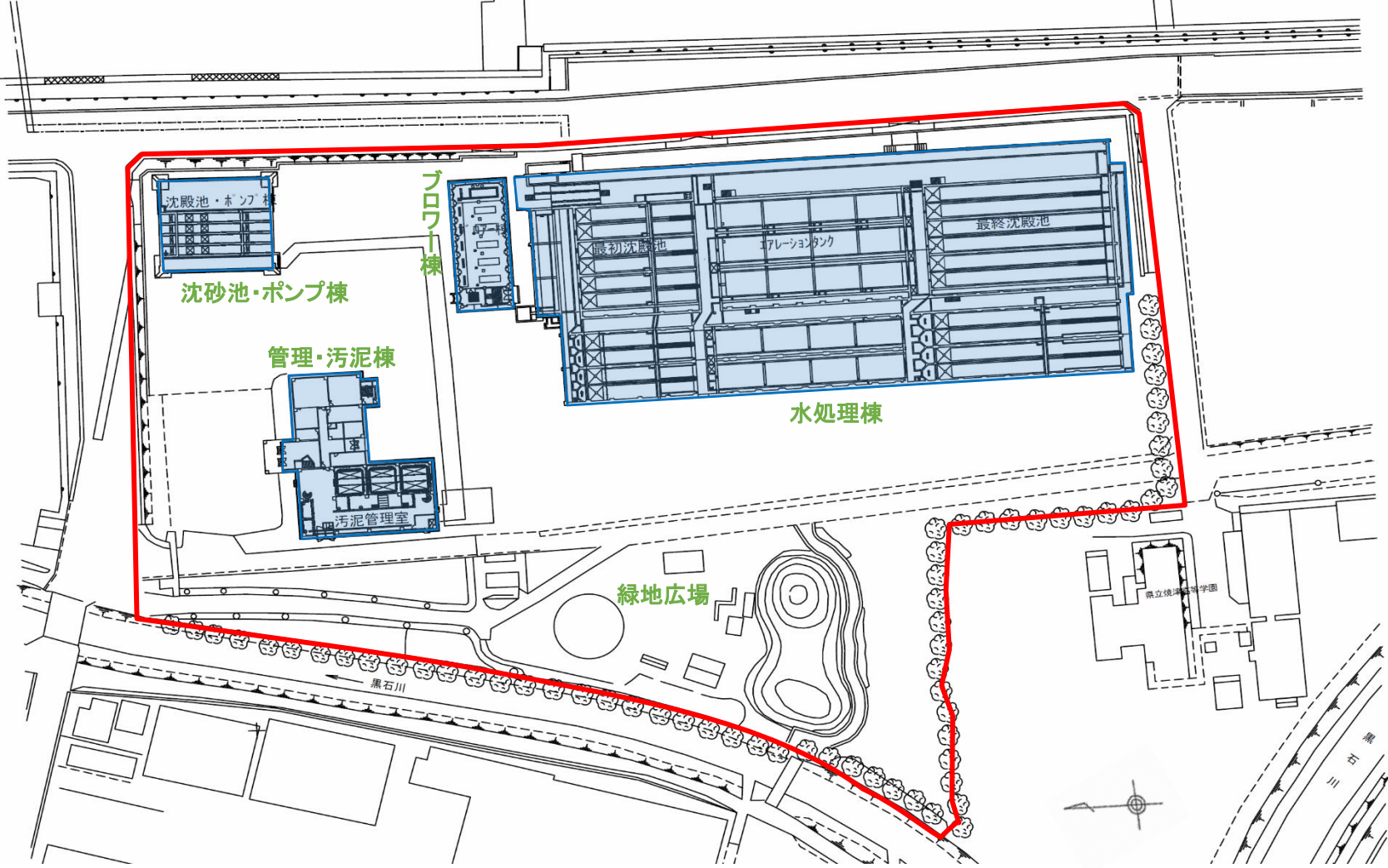
リスク分担表（管路施設）

分類	原因者	リスクの内容	負担者	
			発注者	受注者
管路破損に起因する道路陥没リスク	発注者	市が自ら指定した修繕計画による修繕後の受注者の瑕疵によらない管路破損等に起因する道路陥没の発生及びこれに付随する第三者公衆災害	○	
	受注者	市が自ら指定した修繕計画による修繕後の受注者の瑕疵による管路破損等に起因する道路陥没の発生及びこれに付随する第三者公衆災害		○
	発注者	計画にもとづく視覚調査実施前の管路破損等に起因する道路陥没及びこれに付随する第三者公衆災害	○	
	発注者	計画にもとづく視覚調査実施後、緊急措置の必要が認められた箇所に対し、発注者の事由により修繕又は更新等の措置が未実施だった場合の当該管路の破損等に起因する道路陥没の発生及びこれに付随する第三者公衆災害	○	
	発注者	視覚調査実施後、緊急措置の必要が認められた箇所に対し、発注者の措置の同意があったが、受注者の合理的な理由により修繕又は更新等の措置が未実施だった場合の当該管路の破損等に起因する道路陥没の発生及びこれに付随する第三者公衆災害	○	
	受注者	視覚調査実施後、緊急措置の必要が認められた箇所に対し、発注者の措置の同意があったにもかかわらず、受注者の合理的な理由によることなく修繕又は更新等の措置が未実施だった場合の当該管路の破損等に起因する道路陥没の発生及びこれに付随する第三者公衆災害		○
	受注者	視覚調査実施後、受注者から緊急性の指摘がなく修繕又は更新等の措置が未実施だった状態での管路破損等に起因する道路陥没の発生及びこれに起因する第三者公衆災害		○
	発注者	発注者による計画にもとづく視覚調査前に管路破損等に起因する道路陥没の発生及びこれに起因する第三者公衆災害	○	
	受注者	受注者による計画にもとづく視覚調査前に管路破損等に起因する道路陥没の発生及びこれに起因する第三者公衆災害		○
	受注者	市の承諾なく、受注者の判断で実施したことに起因する道路陥没の発生及びこれに起因する第三者公衆災害		○
施設損傷リスク	受注者	施設の劣化に対して受注者が適切な維持管理を行わない場合		○
	発注者	発注者が遂行する業務に起因する施設への損傷	○	
	－	上記以外の場合	○	○

別紙 2 - 1 下水道処理区域一般平面図



別紙 2 - 2 汐入下水処理場一般平面図



別紙 2 - 3 汐入下水処理場処理フロー図

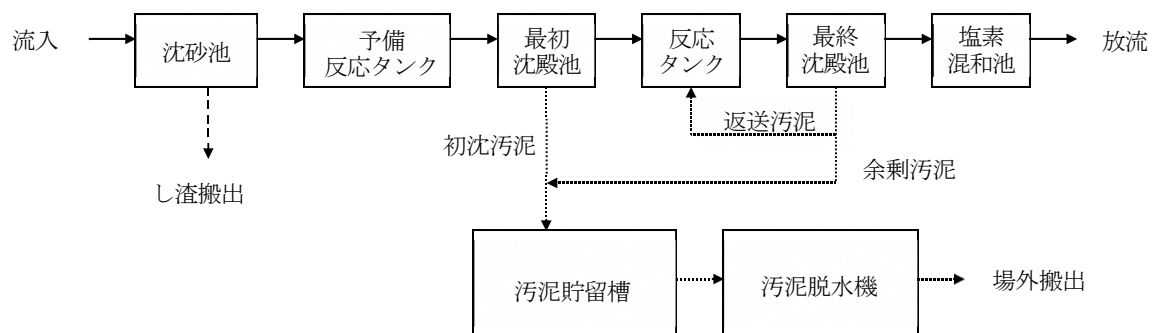
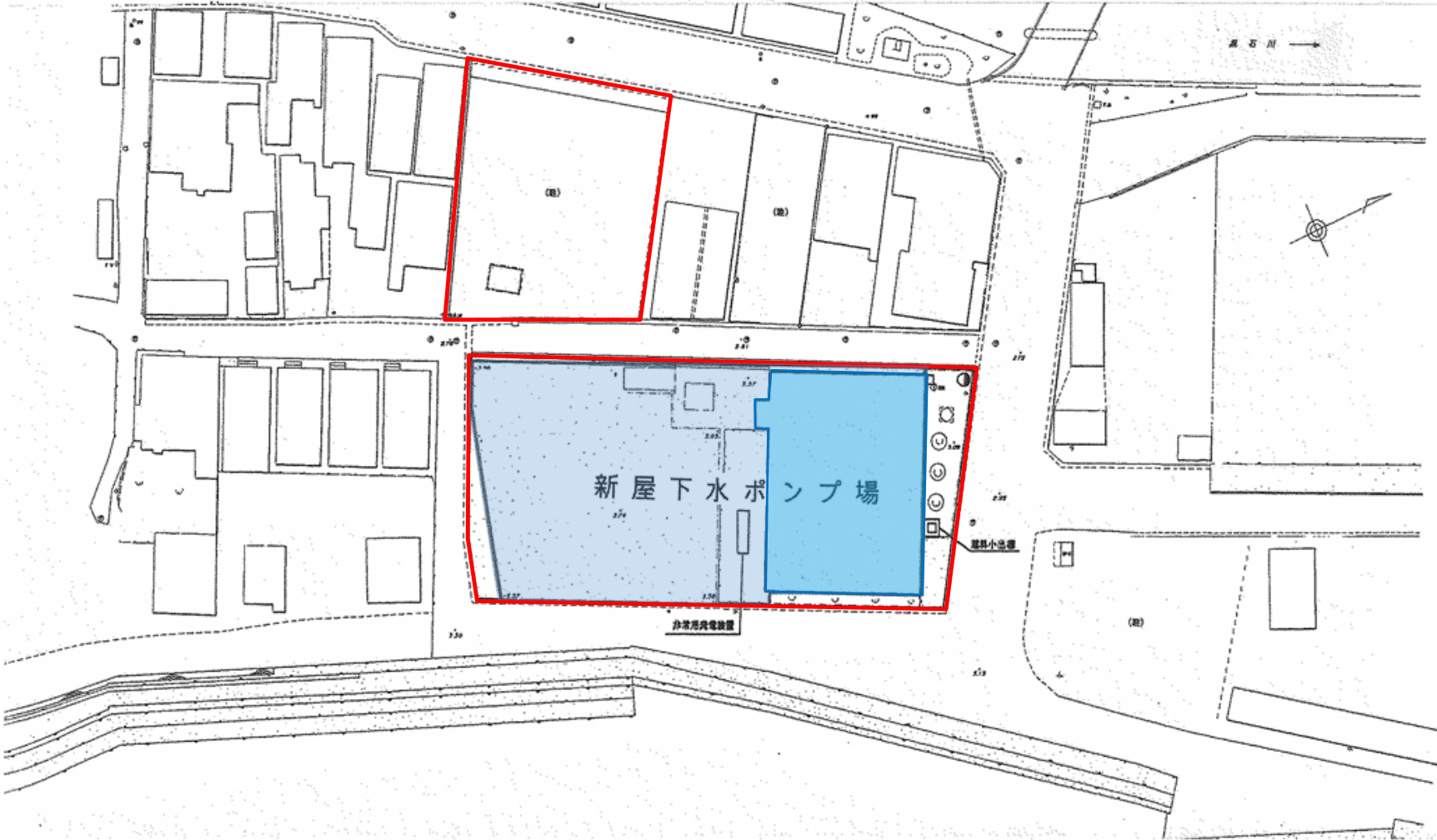
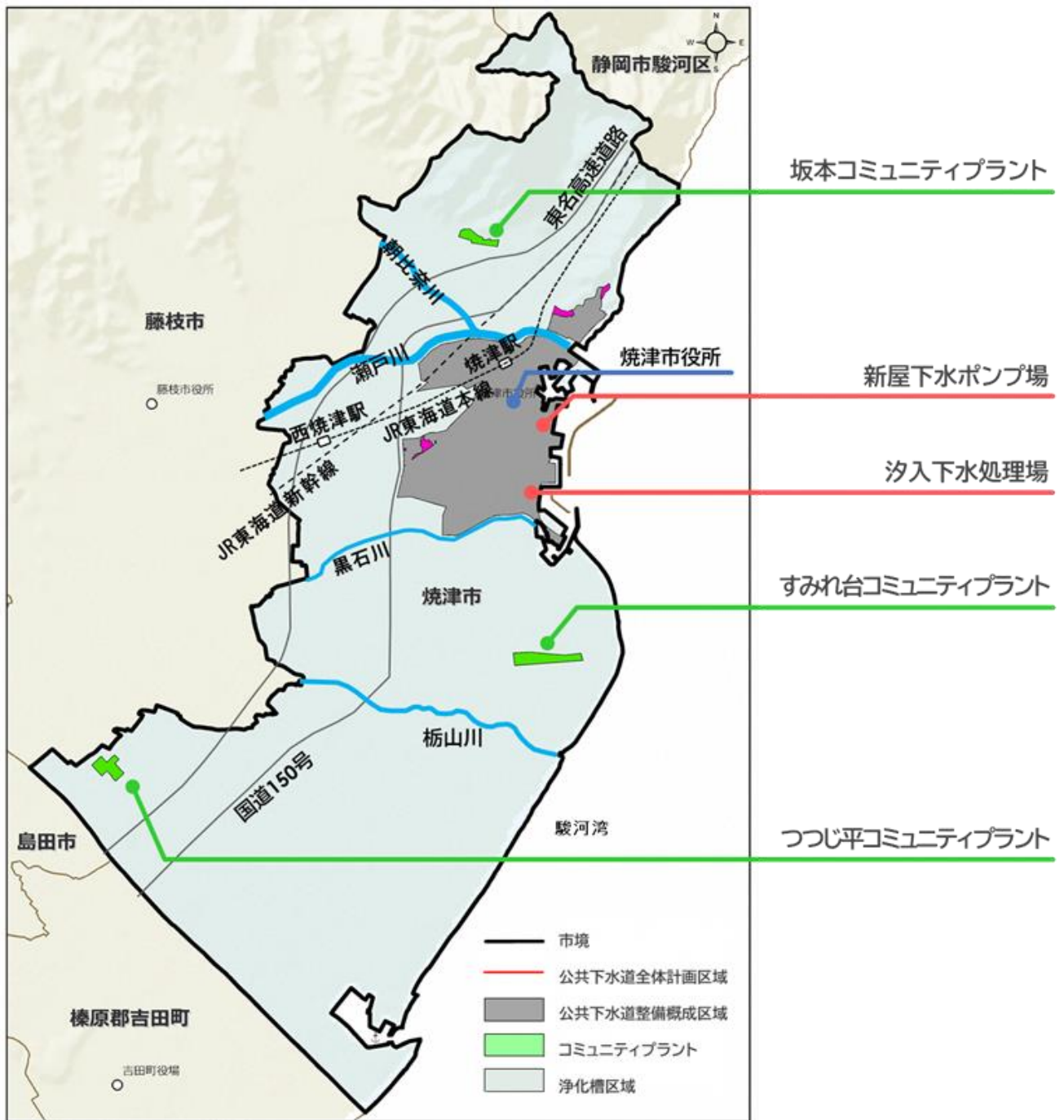


図 3-1 汐入下水処理場 A 系列における処理フロー

別紙 2-4 新屋下水ポンプ場一般平面図



別紙2-5 コミュニティプラント処理場施設位置図



別紙2-6 コミュニティプラント処理場施設処理フロー図

